

(一社) 東海日中貿易センター 中国実務セミナー

中国合弁会社を持つ会員企業様、必見!

「外商投資法」で変わる中国合弁経営

2020年1月1日より「外商投資法」が施行され、同時に中国にある外資現地法人に適用されてきた外資三法（「外資企業法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」）は廃止されます。

影響度の大きさを考慮して施行から5年間の猶予期間が設けられているものの、中国の現地法人、とりわけ合弁会社にとって、機関の設置や重大事項（定款変更・増減資・合併・解散等）の決定が、従来から一変する可能性が高まっており、合弁当事者間で合弁経営のあり方について再交渉が求められることが予想されます。

こうした近い将来を見据え、改めて中国合弁会社の特徴、ならびに新法適用による影響を知っていただきたく、この分野の専門家、曾我貴志弁護士に解説いただきます。

つきましては、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：2019年7月5日（金）14：30～16：30 ※14：00 受付開始

会 場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室

※地下鉄伏見駅下車5番出口から徒歩5分

講 師： 曾我 貴志（そが たかし） 氏
 弁護士（日本・ニューヨーク）
 曾我法律事務所 パートナー



講演予定： ※予告なく変更することがあります。

第一 外商投資法の主な内容

- ・重要概念としての「外国投資家」と「外商投資」
- ・ネガティブリスト管理
- ・知的財産権の保護及び技術譲渡強制の禁止

第二 外資三法の廃止と会社法の一元管理への移行に係る影響

- ・機関設計上の変更をもたらさうる会社法の規定の概要
- ・外商投資法の施行に当たって如何なる対応をなすべきか
- ・合弁見直しのためのアクションプラン

参加費：無料 ※(一社)東海日中貿易センター会員限定

定 員：50名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

お申込：[こちら](#)をクリックのうえ、申込専用画面の必要事項を入力し、お申込下さい。

主 催：(一社)東海日中貿易センター

(お知らせ)

主催者では、今後同様のセミナー・説明会などのご案内をさせていただく場合があります。ご案内を希望されない場合は下記までご連絡下さい。

お問合せ：(一社)東海日中貿易センター 業務グループ TEL：(052) 219-4820